

報道関係各位

平成17年1月24日

東北大学の新しい総長選考等に関する規程が制定されました

昨年4月の国立大学法人化に伴い国立大学法人法に基づいて設置された東北大学の総長選考会議（議長：小田滋元国際司法裁判所裁判官）は、国立大学法人化により新たに出発した国立大学における望ましい総長（学長）選考のあり方につき、鋭意検討を行ってまいりました。その過程では、我が国の他の国立大学における法人化後の学長選考の方式のみならず、諸外国の主要大学における学長選考方法等も幅広く視野に収め、社会に開かれ、かつ国際的な競争力のある国立大学のリーダーの新しい選出方法につき、時間をかけて精力的に検討してまいりました。

このような過程を経て東北大学総長選考会議の作成した2件の規程が、本日正式に「総長の任期に関する規程」「総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程」として本学において制定されました（詳細は、別添の規程をご参照下さい）。

この東北大学の新しい総長選考制度に関する要点は次の通りです。

1．総長候補者を広く社会に求める

総長候補者は、本学関係者はもちろんのこと広く日本国内及び世界中の候補者の中から、国際的な競争を勝ち抜くために本学のリーダーとして最もふさわしい者を総長候補者として選出する。

（従来は、本学の総長候補者は、本学の教授又は教授経験者等に限定されてきました。）

2．学外の有識者の意見も反映される、社会に開かれた選考手続

総長候補者の決定は、学内の代表及び学外の有識者がそれぞれ半数で構成される総長選考会議（学長選考会議）が行う。

（従来は、学内における教授・助教授等の投票結果のみによって総長候補者が決定されており、学外の意見が反映される制度上の余地が全くありませんでした。）

3．総長の任期を、原則として1期6年間とする

以上の手続で選出された総長には、一定の期間、本学のリーダーとして全力を傾注して総長としての職責を果たしてもらうため、任期は6年間とし、他方で再任は認めない。

（従来は、本学の総長の任期は4年間で、再選の場合にはさらに2年間とされてきました。）

国立大学法人東北大学総長の任期に関する規程

平成17年1月24日
規 第 2 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東北大学総長(以下「総長」という。)の任期については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第15条第1項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(任期)

第2条 総長の任期は、6年とする。

2 総長は、再任されることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、任期の始期が4月1日でない者に係る任期は、当該始期から5年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(規程の改正)

第3条 この規程を改正するときは、総長選考会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成17年1月24日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年4月1日に総長に任命された者で、この規程施行の際現に総長であるものについては、1回に限り再任されることができるとし、その場合の任期は、平成20年3月31日までとする。

国立大学法人東北大学における総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程

平成17年1月24日
規 第 3 号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 総長候補者の選考（第2条 - 第6条）

第3章 総長解任の申出（第7条・第8条）

第4章 雑則（第9条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学総長選考会議規程（平成16年規第274号。以下「選考会議規程」という。）第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人東北大学総長（以下「総長」という。）の候補者（以下「総長候補者」という。）の選考及び総長の解任の申出について定める。

第2章 総長候補者の選考

（選考の機関）

第2条 総長候補者の選考は、総長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う。

（選考の理由及び時期）

第3条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合には、総長候補者の選考を行う。

- 一 総長の任期が満了するとき。
- 二 総長が辞任したとき又は文部科学大臣により解任されたとき。
- 三 総長が欠けたとき。

2 総長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には任期の終了する日の少なくとも4ヶ月前に、同項第2号又は第3号に該当する場合にはその理由の生じた後速やかに、開始しなければならない。

（総長候補者の資格）

第4条 総長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、選考会議がこれを選考する。

（総長候補者の推薦）

第5条 第3条第2項の規定により総長候補者の選考が開始されたときには、選考会議は、総長候補者を選考するため、経営協議会及び教育研究評議会に対して総長候補者の推薦を求める。

2 前項の推薦の求めに基づき、経営協議会及び教育研究評議会は、各5人以内の総長候補者を順位を付さずに選考会議に対して推薦する。

3 前項に定めるもののほか、選考会議は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の専任の教授又は助教授30人以上の連名により書面で推薦された者を、前項に基づく総長候補者に加えて、総長候補者とすることができる。

(選考の方法)

第6条 選考会議は、前条に基づき推薦された総長候補者を基礎として、最終の総長候補者1人を決定する。

第3章 総長解任の申出

(解任申出の理由)

第7条 選考会議は、次の各号の一に該当する場合には、文部科学大臣に対して総長解任の申出を行うことができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 三 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でない認められるとき。

(解任申出の決定の手續)

第8条 経営協議会又は教育研究評議会から前条各号の一に該当するものとして選考会議に対して総長解任の要求があった場合には、選考会議は、これに十分な理由があると認められるか否かにつき審査を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、選考会議は、前条各号の一に該当するおそれがあると認める場合には、審査を行うことができる。
- 3 選考会議は、前二項の審査を行うに際して、総長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 前項に定めるもののほか、選考会議は、第1項の審査を行うに当たっては、経営協議会から総長解任の要求があった場合には教育研究評議会に対して、教育研究評議会から総長解任の要求があった場合には経営協議会に対して、それぞれ意見を求め、第2項の審査を行うに当たっては、経営協議会及び教育研究評議会の意見を求めなければならない。
- 5 選考会議は、第1項に定める審査の結果、前条各号の一に該当する十分な理由があると認められた場合又は第2項に定める審査の結果、前条各号の一に該当すると認められた場合には、文部科学大臣に対する総長解任の申出の決定を行う。ただし、この場合の議事は、選考会議規程第7条の規定にかかわらず、出席した委員の4分の3以上の賛成がなければならない。

第4章 雑則

(規程の改正)

第9条 この規程を改正するときは、選考会議の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成17年1月24日から施行する。